

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2018年8月30日)

第185号 (2016年度・第16号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp

「失効年休積立制度」の具体案が提示されました ～国立大学に例のない制度、代償措置として創設へ

8月10日(金)午後、福岡人事課副課長と中谷人事課サービス管理係長が組合事務所に来室し、くみあいニュース第182号(3月28日発行)でお知らせしております「失効年休積立制度」の具体案(2頁目に掲載)の説明がありました。これには、鴨崎委員長等2名が対応しました。

「失効年休」とは、「年度ごとに未使用のため失効する年次休暇(通常、最大で年度当初40日の年休が付与されますが、年度末の時点で繰り越し限度の20日を超えて残った年休は翌年には繰り越せず失効)」のことです。この制度は、その失効する年休を一定の条件で積み立て、一定の条件で使用することを可能とする制度で、昨年度の退職金支給水準切り下げに対する代償措置として組合が提案し、制度創設の方向が確認されていたものです。人事課の説明によれば、山口大学で創設を予定している「失効年休積立制度」原案の概要は以下のとおりです。

1年5日で20日を限度に積み立て、私傷病・看護・介護に使用可能

説明によれば、①年度末に失効する年休を、1年度あたり5日を限度として最高20日まで積み立てることができる②積み立てた年休は、既存の休暇残日数がない場合に「私傷病、子の看護及び家族の介護」に使用できる③対象職員は常勤職員のみでなく非常勤職員等も対象とする、というもので、「万一の場合に」ということで結果的に使用せず「年休を捨てていた」方は、この制度でストックした20日の積み立て年休を確保することになり、これまでよりは通常の年休が使いやすくなるという効果が見込まれます。



導入されている企業では、積み立て限度日数は30日から60日、 大和ハウス工業は100日！～山口大学でも20日以上を！

しかし、この制度をすでに導入済の企業の例では、失効年休の積み立て限度日数が30日(カシオ計算機)、40日(コニカミノルタ・三菱化学・旭化成)、60日(資生堂・伊藤忠商事・キリンビバレッジ)等、山口大学原案の20日を大きく上回る例も少なくありません。大和ハウス工業の場合は「最大100日」まで可能とされています。用途についても幅広く、旭化成のように「定年時のリフレッシュ休暇に使用可能」としているところもあります。山口大学の原案では、用途に合致しても通常の休暇年休使用が優先させられるため、結局はこの積み立てた休暇そのものをほとんど使わないままに終わる可能性さえあり、せつかくの制度創設が形だけのものとなるのではないかとの声も聞かれます。

😊 **よいよい制度創設を求めましょう～山口大学は原案以上の制度検討を！**

「失効年休積立制度」の制定について

平成30年8月10日

1. 制定の趣旨

未使用のために失効する年次休暇を有効活用するとともに、職員のワークライフバランス促進を図る。

2. 制度の概要

「失効年休積立制度」の概要は以下のとおりとする。

- ① 一の年(度)につき5日を限度として、未使用のため失効する年次休暇を積み立てることができることとする。
- ② 積み立て可能な失効年休は、20日を限度とする。
- ③ 積み立てた失効年休は、私傷病、子の看護及び家族の介護に限り取得できるとし、当該年度の年次休暇、病気休暇、当該特別休暇及び当該特別無給休暇の残日数がない者が使用できることとする。
- ④ 失効年休は有給とする。
- ⑤ 対象職員は、常勤職員、契約教育職員、契約専門職員、再雇用職員及び非常勤職員とする。

3. 改正条文案

改正条文案は以下のとおりとする。

○国立大学法人山口大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則一部改正案
(失効年休の積立)

第21条の2 前条の規定により翌年に繰り越された年次休暇のうち、当該年末までに未使用のために失効する年次休暇(以下「失効年休」という。)は、一の年につき5日を限度に積み立てることができるものとする。この場合において、積み立てることができる日数は、20日を限度とする。

2 前項の規定により積み立てた失効年休は、第20条及び前条に規定する年次休暇の残日数がない者が、次の各号に掲げる場合に限り請求することができる。

- (1) 第20条に規定する病気休暇を使用した日が引き続いて90日を超えた場合で、なお私傷病により療養を要する場合
- (2) 別表第5第12号又は同表第14号に規定する特別休暇の残日数がない者が、同号に規定する事由により勤務しないことが相当である場合

3 第1項に定める失効年休の積立単位及び使用単位は1日又は半日とする。

4 失効年休は有給とする。

○国立大学法人山口大学非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則一部改正案
(失効年休の積立)

第17条の3 前条の規定により翌年度に繰り越された年次休暇のうち、当該年度末までに未使用のために失効する年次休暇(以下「失効年休」という。)について、一の年度につき5日を限度に積み立てることができるものとする。この場合において、積み立てることができる日数は、合計で20日を限度とする。

2 前項の規定により積み立てた失効年休は、第17条及び前条に規定する年次休暇の残日数がない者が、次の各号に掲げる場合に限り請求することができる。

- (1) 第22条に規定する病気休暇の残日数がない者が、なお私傷病により療養する場合
- (2) 第24条8号又は9号に規定する特別無給休暇の残日数がない者が、同号の規定する事由により勤務しないことが相当である場合

3 第1項に定める失効年休の積立単位及び使用単位は1日又は半日とする。

4 失効年休は有給とする。